

教育委員会臨時会

日時：平成26年1月17日（金）午後5時02分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、柏木課長、小野副課長

会議録署名委員： 早藤義則、山本明峰

委員長 皆さん、こんにちは。本日は、教育委員会臨時会ということで、今年最初の教育委員会の会議になりますけれども、皆さんにお集まりいただきました。まずは、先の賀詞交換会、あるいは成人式にご出席いただきましてありがとうございます。その時にも、皆さんといろいろと話をする機会もありましたけれども、今日は具体的に、緊急に検討しなければならぬ事項があるということでお集まりいただきました。慎重審議の方、よろしく願いいたします。それでは早速、議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は、わたくし早藤と山本委員、お願いいたします。それでは、案件に入ります。

（1）報告事項

① 修学旅行の在り方について

委員長 それでは、報告事項になっております修学旅行の在り方について、教育長から報告をお願いいたします。

教育長 まずは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日お集まりいただきましたのは、平成26年度以降の小学校の修学旅行について、お願いとご相談ということでお集まりいただきました。平成26年度の修学旅行については、今までの定例会で下郡修学旅行在り方検討委員会の状況についてご報告をさせていただき、皆様からご意見をいただいていたところですので。これについては、平成23年3月11日の大震災を受け、急遽4月11日の下郡校長会で修学旅行の期日と方面を変更しようということで、検討をいたしました。その時には、旅行会社へのキャンセル料等も出てくるだろうということで、町の方へも相談し、配慮していただきましたが、結果としてはキャンセル料は支払わずに済みました。平成23年5月11日に修学旅行の実行委員会が発足し、修学旅行の目的とか趣旨の確認、方面、費用について検討が始まりました。同時に教育委員会の定例会としては協議事項として扱っていくということになりました。7月になりまして、その年の修学旅行の方面と期日が実行委員会によって決定されました。7月の後半に平成24年度、25年度の日光修学旅行業者選定検討委員会という、平成24年度と25年度の2年間は日光に行くということで業者選定をするという、業者選定委員会が発足し、そして平成23年8月1日に平成24年度、25年度の業者が決まりました。その半年後の平成24年1月になりまして、神奈川県公立小学校の郡

市校長会、ここでいいますと下郡校長会の代表になりますが、その神奈川県公立小学校の郡市校長会で日光修学旅行についての様々な課題が出されてきました。放射線量、食材、食材供給の不安などが報告されてきました。当時は、給食の材料についても随分言われていたと思います。それを受けて下郡校長会で、日光についても検討が始まったということです。それ以後につきましては、定例会等で説明して来ましたが、その説明が不十分であったり、自分も理解が出来ていなかったこともありましたので、皆さんへの説明につきまして、確かに十分ではなかったと思っております。当初、私がこの職になった時は、定例会での扱いは協議事項ではなくて報告事項で進めて行くというように思い込んでいました。そうしたことで、皆様が納得できなかった部分が多々あったかと思えます。その点については十分お詫びしなければならないと思っております。申し訳ありませんでした。平成 25 年 9 月に湯河原町教育委員会として、修学旅行の行先は安全ではない静岡方面は外すよということになりましたので、3 小学校の校長には伝えました。3 小学校としては、その前の年の 8 月におこなった 3 町教育長と下郡校長会との話し合いの中で、出来るならば 3 町 7 校一緒に同一行動を取ることが望ましいというようなことで伝えてありますので、その後は 7 校でなんとか一緒に行こうということで検討をしてきました。それ以降は、何回も皆さんにお話はさせていただいておりますが、その後、温泉地学研究所の方で P T A 代表も含めて学習会を開いたり、何とか平成 26 年度の修学旅行について 7 校揃って行くための手立てを考えて来しました。その中で、温泉地学研究所で「地震は何処が危険とは言い切れない、地震は何処でも起こり得ることである。ですから、それに対する備えが大切です。」というようなことが言われていました。そのところで、修学旅行は、静岡方面で地震の備えも考えながらできるのではということで、下郡校長会の方では考えていたようです。私自身も、今までの経緯の中で十分掘めていなかった部分もあります。年を明けてから、3 小学校の校長からも、もう少し詳しく事情を聞いてまいりました。どうしても 7 校一緒に行きたいというような願いが強いようです。そのようなことで、これから皆さん方からいろいろご意見をいただくのですが、私自身の願いとしては、平成 26 年度は 3 町で静岡方面をお願いしたいということがひとつです。校長会の方も日光も十分考えています。そうした中で、私も気になったのは、湯河原町教育委員会では日光へ行くよよとは言っていないませんが、やはり学校としては日光ということも十分に考えているようです。そうした中、昨年 7 月から東照宮が大工事に入っているということで、この先 5 年間は陽明門も含めてシートで覆われてしまっているという状況もあるようです。もう一つご相談したいのは、平成 27 年度以降の修学旅行につきましては、学習指導要領に基づいて教育課程の編成、それは校長にあるということの基本として、各学校で方面等を決めていくということ的前提にして行いたいということです。これは中学校でやっているスタイルですけども、小学校においてもそういう形でまずは各学校が考えていく必要があるということ、ご相談させていただきたい。お願いと相談、そして私なりの今までの説明が皆さんの納得がなかなかかったということをお詫び申し上げながら、今日お集まりいただいた趣旨をお話しさせていただきました。よろしくお願いたします。

委員長 ただいま、教育長の方から平成 26 年度の修学旅行について、町 3 校の校長先生達との話、あるいは在り方検討委員会との話の内容の報告があったと思います。また、平成 27 年度以降の修学旅行の考え方についての基本姿勢をこうしていただきたいというようなことだったかと思いますが、どこの部分でも結構です。皆さんの方から、質問、ご意見等ありましたらお

願いたします。

山本委員 何度聞いても分からない部分がひとつ有りまして、もしかしたら説明が有っても私が理解できていないだけのことなのかもしれませんが、下郡7校揃って行くことのメリット、揃って行かないことのデメリットがどこに有るのか。そもそも今現在も日程については7校で違う日に修学旅行に行っている。尚且つ、平成27年度以降は各学校毎に検討していくという。ですから、それだけの話を自分で考えてみますと、もう進んでしまっただけのことにはしか聞こえないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

教育長 先ず、下郡7校揃って行くということは、これは以前から実施している日光修学旅行は下郡全体のひとつの団として行っていました。毎年恒例的に行く同じ場所だということで、修学旅行の在り方検討委員会とか実行委員会とか、細かいことは有りませんでした。それで、やはり震災のことをきっかけに修学旅行の見直しということが始まってきた訳ですけれども、その7校一緒に行くというのは、1つは日光に関しては列車の確保という問題があります。それから、今でもそうですけれども、業者との交渉ということが有ります。かつてはプレゼンテーションもなければ、毎年恒例の業者という形があった訳ですが、業者選定の業務が入ってきたということ、そして、その時はやはり7校集団で行った方がより有効ということで、そのようなことを受けて7校一緒でということです。ただ、以前にも説明しましたように、3町がバラバラな方面に行くということは、他の教育の研修等もありますし、その辺の兼ね合いがギクシャクしてくるのではないかということを感じました。それについては、確かに3人の教育長も話をしていました。あと、平成27年度以降は何故学校毎にやるのかということ、先ずは教育課程の中には学校行事というものがある、学校行事の中には修学旅行や遠足というものがあります。そこところは基本的に、先ずは各校長のところで決めて貰うということを中心にする。そして、同じ方面に行くところは、そこで一緒になって行くということ。例えば1校だけ全く違うところとなりますと、費用面とか、いろいろな所で難しい所が出てくるのが考えられますので、平成27年度については、学校をベースにしてやってみるということです。ですから、7校で行くメリットというのは、予算的な部分もありますし、いろいろなアイデアが出せるという部分もあります。それから修学旅行だけではなくて、別の研修等でもより良い結果に繋がってくるのではないかと思います。

山本委員 あまりピンと来ないですけど。メリットの1つとしてあげられた列車が配車し易いというのは、今回は関係ない訳ですね。

教育長 そうですね。バスの場合は、学校毎の単位で行きますから、それは今回は関係ありません。

山本委員 3町一緒に行くということが、どれ程のことなのか私には分かりません。

委員長 他には、いかがでしょうか。

石井委員 3町一緒にとのことですが、先程、山本委員が仰っていたように3町一緒に行っている訳ではないですね。何のメリットもないんです。業者の選定にしても、今の業者はプロポーザルで計画を出して欲しいと言えば、いくらでも出してくれますから、7校だろうが1校だろうが関係ないんです。ですから、その辺が理由に上がって来るというのが不思議で。それともうひとつ、平成26年度は一緒に行きたいというのは、これはもう決まっているのですか。時期と行く所が決まったということですか。

教育長 まだ、日程は決まっていますが、行く所については静岡方面をお願いしたいというこ

とです。

石井委員 ですから、それはだめだと言ったんです。先程、教育長が仰ったように平成 25 年の 9 月にこの委員会でだめだという結論が出たんです。温泉地学研究所の先生が何を言ったって、「地震は何処でも起こり得る。」そんな話では誰も納得しないですよ。可能性の有るところはだめだと我々は言ったんです。原発も有るし、津波も来るし、そういう話だったんです。それと、もうひとつ分らないのは平成 27 年度以降、学校行事だから校長が決めるということですが、何か有ったらどうするんですか。湯河原町教育委員会は全く関係ないんですか。何か有れば全部教育委員会に来るんです。学校行事だから教育委員会はいいという話にはならないです。湯河原町教育委員会の傘下に各学校が有るんです。それを学校行事だから校長に任せる、校長が決めたから教育委員会はいいということでは有りません。そういうことは、私の感覚の中では有り得ません。単純に言えば、今、我々が静岡方面はだめだと言って、万一津波が来て被害にあった場合、学校行事だから学校に任せておけばいいという話にはならない。教育委員会が対応しますよね。学校行事だから何でも任すという話にはならないです。湯河原町教育委員会の傘下にある学校ですから、最終的には湯河原町教育委員会が責任を取るということになりますから。そうであれば、初めから分った段階で、我々が関与できることは関与していく、それが本筋ではないですか。

教育長 そのことについて、先程申しましたように、最初、私は報告事項ということで定例会に提出したのですが、それは違うということで協議事項として協議をしてきましたが、その辺のことが気になりまして、定例会の協議事項で教育課程について協議できるかどうかということをも県の教育委員会の方にも問い合わせ、文部科学省の方にも問い合わせさせていただきました。その回答としては、学校の教育課程のことについては、教育委員会の協議事項にはならないというようなこと言われました。

石井委員 それは違うのではないですか。それでは、何か事故があっても我々は何の責任も取らなくて良いと、そういう話ですか。

教育長 これについては県に問合せをして、県も文部科学省には確認したという話は聞いております。

委員長 他に、いかがでしょうか。

委員長 今、石井委員が仰ったことを、私も同じように感じている所です。県の教育委員会とか文部科学省の方に聞いたということですが、聞く内容だと思ふんです。私達は、修学旅行の在り方について、行く方面についてどうということを学校に対して言っているのではなくて、子ども達の安全を考えた時に、日光から静岡方面に変えたことが、はたして子ども達の安全にとって良いことだろうかということが一番大きな協議の元であって、その安全性を協議するのは当然この教育委員会でやるべきことですから、それを学校が決定したら「はいそうですか」というところではない。つまりそれは、報告事項を聞くところではなくて、それについて町民の中あるいは保護者の中からいろいろな意見が入って来る教育委員会の中で協議するのが当然のところなんです。それは県の方あるいは文部科学省の方への聞き方で、修学旅行の方面について教育委員会が協議するところですかと聞いたら、絶対そんな必要はないと言うに決まっている。多分そんな聞き方をしたのではないのでしょうか。そうではなくて、今回のこの問題は、大きく変わったことについて、それがはたして必要なのかどうかということで、修学旅行の在り方がどうのこうのということではない。ここで協議していることは、修学旅

行の方面について、子ども達の安全そして保護者の安心、これを如何に確保するかということで協議して来たわけです。その協議の結果が平成25年9月に最終決定として静岡は止めなさいというものです。また、その前にもずっと協議をしていたところでは静岡方面は避けるべきだということを書いてきて、何故9月にその決定が出たかということは検討委員会がそれ以前に湯河原町の方針を全部承知していながらも静岡方面に決めたから最終的に9月に決定したんです。これは皆さんにも私の方からお話ししましたが、平成25年5月の教育長・委員長会議の時に「湯河原は静岡方面ということでは同意できない。もし、3町が一緒に行くということで静岡方面に決まるとしたら、湯河原はそこから外れざるを得なくなると思いますから、そのことをしっかりと在り方検討委員会にお話しいただき、説明してください。」とお願いしました。本来は、3町の校長会との話し合いをしたいという申し入れをしましたが、教育長会で校長会との話し合いを1つの町の教育委員会だけがするのではなくて、教育長会から校長会に湯河原の状況は話しますということで、その確約を取ってあります。その確約を、篠原教育長も一緒でしたけれども、教育長会の中で在り方検討委員会と校長会にその話をしてくれてあるはずですよ。5月の時点です。それが8月まで何回も協議を行ったという結果が静岡方面に決まったということを受けて、最終的に湯河原町は下郡の合同からは外れてでも静岡方面は止めるべきだという結論になったということです。ですから、これは何ら一緒に行かないことを前提にはしていないし、一緒に行くのであれば当然静岡方面は避けるべきだという協議がされていて当然なんです。他の町の教育委員会は報告事項ですから協議はされていないと思いますが、湯河原町の教育委員会は協議事項として、在り方検討委員会や教育長会の話の内容が少しずつは入って来て協議してきた訳です。湯河原町の教育委員会としては、子ども達の安全な修学旅行というものを大前提にして静岡方面は止めよう、別の方面にすべきだというものになった訳ですから、これを平成24年の8月に3町合同で行きましょうと決めたからそれをお願いすると、今更言ってくる問題ではないでしょう。もし3町合同で行きましょうということであれば、湯河原は静岡方面は外しなさいと言っているのだから、最初から静岡方面は外して検討するのが当然です。今、教育長さんが言っているのは、平成24年の8月に3町が同一方向に行きましょうというのを決めたからそれに沿って是非お願いしますと言って来ている訳です。

教育長 それを前提として、在り方検討委員会では検討してきたということです。

委員長 在り方検討委員会の話ではなくて、今湯河原に対してそう言っている訳ですよ。

ですが湯河原はそうではないということです。そして湯河町教育委員会というのは何かということです。下郡教育委員会ではないということです。町の3小学校の校長先生方も非常に苦しい立場であるということ、教育長も勿論そうでしょうけれども、町の教育委員会からは静岡方面は止めて、新たに別の所を探しなさいと言われてる。しかし、下郡校長会、在り方検討委員会あるいは教育長会の方からは3町一緒に行くべきだということが決定されているからということで板挟みになっている。非常によく分るんですけども、先程、石井委員が言われたように、あくまでも町の小学校であって、町の子ども達であって、その安全を守るために静岡方面は止めるべきだということを町の教育委員会が決定したことから、これを下郡の在り方検討委員会あるいは教育長会が、希望は分りますけれども、町の教育委員会に対して強制することはできないということだと思います。それともう一点、先程石井委員が言われたことと全く同じことですが、平成27年度以降は、各学校がそれぞれ行く方

面等について決定するという事で了解願いたいということでしたけれども、それは平成26年度は静岡方面へ行かせてください、平成27年からは各学校に任せてください、つまり湯河原町教育委員会は口を出さないでくださいということです。しかし、それでは、先程石井委員が言われたように、何処が責任を持つかということです。そして本当に学校だけの感覚ではなくて、一般町民や一般の保護者の感覚、そういうものがしつかり情報として入ってくる、それが教育委員会の協議する場であって、それをないがしろにして全て学校行事は学校が決定するという。勿論、学校あるいは校長が決定することは良いんです。しかし、その前に大きく変わることは教育委員会に報告し、協議する場であって然るべきだと思います。それが先程石井委員が言われた教育委員会の責任、町の責任ということになるのではないですか。教育委員会の審議というのは、ただ報告事項を聞くだけだったら全く意味の無いことで、それが子ども達にとって、学力もそうですけれども、子ども達の安全等についても慎重に審議して、より良い方向、少しでも危険が有ればそれを避ける方向を審議していくというのが教育委員会のすべきところで、ただ報告を聞くだけだったら何も時間を割いてやるものではない、ということだと思います。

教育長 学校で決めたことを教育委員会がただ聞くだけということではないと思います。学校が決めたことについて、教育委員会は指導・助言をするという立場では勿論あります。ですが、やはり教育課程については、一番の主が校長に有るということになっていきますし、また、先程、校長の考えだけでは困るのではないかという意見でしたけれども、それは、校長がいきなり決めるのではなく、学校の中で検討した結果、最終的には校長が決めていくというようなことですので、そこはご理解いただきたいと思います。

委員長 学校の中でと言いつつも、結局は3町の教育長会あるいは校長会の方針で、一緒に行きましょうという方針が決まっている中で、それで湯河原だけはというようには成り得ないでしょう。そんな方針を勝手に決めてしまっているのだから。

教育長 決まっているということではありません。

委員長 平成24年の8月に3町は皆一緒に行きましょうと、決めているじゃないですか。

教育長 それは平成26年度のことについてです。

委員長 それは、今後、ずっとということではないのですか。平成26年度のことを平成24年の8月に決めたということですか。

教育長 平成24年の8月に平成26年の修学旅行は静岡方面にするということを決めた訳ですが、その時に3町一緒に行きましょうというようなことで話をしています。

石井委員 平成24年の8月の時点で、この湯河原町の教育委員会は何故静岡方面なのかと言った訳です。それからずっと継続協議をしています。その回答が一回も来なかった。そういう話なんです。

委員長 今の教育長の話は、おかしいですね。平成24年の8月に平成25年度・26年度は静岡方面に3町一緒に行くということを決めたと言いつつも、11月というのがその時に明記されていて、この前に聞いたときにも、その11月に行くというのは、もうそこから抜け出してというように仰いました。今度の検討委員会の方は、例えば検討委員会のメンバー構成にしても、その場その場で変わっていて、平成24年8月の時点で決めたこと全てがおかしくなっている。だいたい、その時に決めてしまっていること自体がおかしいのだけれども。何しろ、平成26年度のことについて、湯河原町がそれに一緒に行くということは、最初からもう無い

ということが、ずっと分っていることなのに。はっきり言えば、校長会は困っていましたよ。教育長の方で、もう3町一緒に行く決めてしまっているから、それを校長会の方に振られても校長会の方から別の方面を出すことは実際には難しいです。つまり、学校行事については学校に任せると言いながら教育長が全部決めてしまっているのではないですか。

教育長 いえ。そういう訳ではありません。平成24年7月23日の時は確かに7校全ての方向が一緒ではありませんでした。そうした中で、どうしようかということで7校一緒に行くことが望ましいことだとということで話はしました。それで8月に最終的には平成25年度・26年度の修学旅行については静岡方面というようなことが、そこで決定されたと聞いております。特に私達教育長が、7校全部に一緒に行けというような命令的なことは一切言っておりません。

委員長 議事録も提示されていませんから、こちらで「言った」、「言わない」と言っても、水掛け論になるので仕方ありませんが。ただ、私の方は、そのように聞いています。

教育長 私のはっきり言ったことは、望ましいということは言いました。他の教育長も確か同じようなことは言ったと思います。ですから、行けというようなことではなくて、3町が纏まって行くことが望ましいですというようなことでは、私は話はさせて貰いました。

委員長 それでは、例えば、今この時点でも望ましいということですから、別に一緒に行けなければ仕方ないですね。望ましい方向には行かなかったということですから。

委員長 皆さんに、集まっていただいて臨時会ということで、今回は報告事項になっていますけれども、その話を聞いている訳ですけれども、何ら進展が見られないのですが、いかがでしょうか。

石井委員 我々、湯河原町教育委員会の意志決定は平成25年9月で決まって、確か12月までは継続をしましたが、その時点でもう我々の頭の中では終わっているんです。静岡方面は無いと。

教育長 平成25年9月にそういう形で話をして、10月、11月と校長達とも話している中で、是非とも何とかそこは静岡に行きたいという、7校一緒に静岡方面でやっていきたいという願いが感じられました。湯河原町教育委員会は静岡方面が安全ではないので、避けなさいということですから、その辺りをなんとか学習していこうということで、温泉地学研究所などにも行って学習してきました。それがずっと引き続いているということです。

委員長 教育委員会が決定した事項を覆す為に、いろいろと策を練ってきているんだけど、もう決定したことから覆すことはありません。

教育長 覆すということではなくて、湯河原町教育委員会が静岡方面は安全ではないということですので、そうでは無いはずだということで、いろいろ学習をしていったと思います。先程も言いましたように、地震は何処でも起きる可能性はある。ですからそれに対応していくことが大事だということで、ご理解をいただきたいということで、静岡方面を進めてきたと思います。

委員長 何度も言いますけど本当おかしいですね。本当に言い訳を一生懸命探しているだけの話で、簡単に言えば静岡方面の南海トラフ地震による想定死者数が30万人、東京の直下型地震での想定死者数が2万人で、実際にその数字が出ている訳です。それで、どちらが危険かと言った時に、この間の校長会の説明の時には東京の方が危険ですと言いました。どう考えたって理屈に合わない。2020年に東京でオリンピックが開催されることになりましたが、

オリンピックの招致の時に地震の問題などは東京では何も出ませんでした。もし静岡方面でオリンピックを開催するとなったら地震の問題が先ず来るでしょう。何か静岡方面に行くためのいろいろな言い訳を探しているだけにしか過ぎない。誰が見ても、日本の中で地震の危険があるとしたら、多くの人が静岡方面と言うでしょう。勿論、いろいろな避ける方策というものは、県を上げて、国を上げてやっている。それは何処でも同じこと。でも、そんな所だけを見ているんじゃないですか。自然災害が何時起こるかは、誰にも分らないところです。しかし、少なくとも起きる可能性が高い、確率が高いと言われているんだったら、それを避けるのが当たり前のことで、それをするのが大人のすること、親のすることで、敢えてそこに行く必要は全くない。ですから、先の校長会との話し合いの時にも、もうそんな静岡方面が安全だとかどうか、そんな話ではなくて、新しい場所を探して下さいという話をしたはずです。その作業を何もしていないのではないですか。去年の12月の中旬に、私と石井委員で教育長のところをお願いに伺ったと思います。それは3小学校の校長に、行き先について具体的に話を始めるよう、直ぐにやるように教育長から指導して下さいというお願いに行きました。それなのに、いまだに温泉地学研究所で静岡方面が安全だとか、そういう話では無いということが、きちんと伝わっているんですか。

教育長 その件については、勿論、校長には話をしました。

委員長 それで報告はどうなんですか。

教育長 それについては、今、こういう状況で温泉地学研究所で静岡方面のことを学習しているということです。

委員長 違うじゃないですか。言っていることと、やっていることが。その温泉地学研究所のことを調べてくれなんて誰も言っていないじゃないですか。

教育長 勿論、そうです。

委員長 新しい行き先を探しなさいと言っているんじゃないですか。その報告は無いのですかと聞いているんです。

教育長 新しい行き先についてということでしょうか。

委員長 静岡方面以外の所で、具体的に早急に探さなければならなくなるから、やって下さいということ、それを直ぐに言って実行して下さいと、言ったじゃないですか。

教育長 それは、夏に最終的に絞った4つの場所、その辺りは話はして来ました。具体的に候補というのは聞いておりません。ですから、実際に他の場所を考えて検討しているということは無かったと思います。

委員長 では、教育長の指示が校長達にきちんと受入れられていないんですか。指示されたことをやっていないということですね。

教育長 その時、話があったのは7校で行く形でなんとかやっていきたいというような話は出ていました。

委員長 では、教育長。私達が教育長さんに頼んだことを、正確に伝えていないということですか。

教育長 正確に伝えていないというか、その話はしましたけれども、そこが学校側としては、今の形で進めて行きたいというようなことだと思います。

委員長 では、要は指示には従えないということですね。先程言われたように、教育委員会というのは学校の行事・運営について指導・監督する立場にある。その指導・監督するところが、

その様な指導をしているにも係わらず、それを実施しないということは、どういうことですか。

教育長 私の責任、ないし私の能力不足です。

委員長 というよりも、その指導・監督の下で動いて貰わないと困るのではないですか。湯河原町の町立の小学校として、再度、その様な指導をするべきではないのですか。

委員長 いかがでしょうか。皆さんの方で、何か良い解決策というか、良い進展させる方法というのは有りませんか。

山本委員 今後、その行き先を選定するルールというのは、どこかに生きていますか。要するに、今までは実行委員会は有ったけれども、ルールというものは特に無かったということですよ。ただ平成23年に震災が有り、十年一日のごとく日光に行っていたものを大きく変えないといけないということで、一応、在り方検討委員会というものができた。ですが、最終的には校長先生の判断で決めるという、それがルールですか。だけど、その前に、協議をする場が有り、その場というのは3町に跨がった組織だったということです。その組織に湯河原町教育委員会は意見を何度か言ったけれども、全く取り合って貰えず、それで、湯河原町教育委員会はずっと継続して同じ事を言い続けている。私は、少し皆さんと違うのかもかもしれませんが、教育委員会がこう言ったから、それでルールを変えてしまって、まあ、もしもルールが残っていなければしかたありませんが、それで、ルールを変えてしまって良いものかということが、よく分らないんです。それで、平成27年度以降は各学校毎に検討するというのであれば、きちんと学校毎に選定できるようなルール作りをするということですか。

教育長 そうなると思います。ただ、学校組織の小さい所、大きい所が有りますので、その辺は各学校を参考にしながらやっていくのではないかと思います。

山本委員 やはりルールを作っておかないといけない。中学校についても同じだと思うんです。見直しについては、例えば修学旅行を止めてしまう所から話を始めても良いわけでしょう。今度の中学3年生は日光へ行っていない世代ですから、京都ではなくて日光にすることだって良いわけで、中学校も全く同じだと思います。やはりある程度、修学ということを基本的に考える、そういう組織体というものが必要で、やはり、かなり大きな行事ですから、ある程度のルール作りというのが必要だったんだろうと思いますが、在り方検討委員会というのが3町に跨がっていたということで、なかなかこちらの意見が通じるような感じではなかったというのが問題だったんだろうとは思いますが。

教育長 今、お話に有ったように、例の3. 11の辺りから検討してきていると思います。その後、実行委員会が立ち上がり、その後、在り方検討委員会ができて、平成25年度はその辺りのウエイトが非常に重かったということで、初めて修学旅行をゼロから見直していきこうということで、学習指導要領の中ではどの様に書かれているんだろう、どんな通達があったんだろうということ、その辺りも全て見直していきながら、3町の組織ですけれども、そういうことで進めてきたということです。ですから、今後は、各学校毎にその辺はしっかりと考えて、学校でのルール作りをしていかなければならないというように思います。

山本委員 結構お金が掛かってくる事業でもありますし、業者も民間の業者を選定する訳ですから、そういうルールというのは必要になるだろうとは思いますが。

教育長 勿論、下郡の在り方検討委員会、その前の実行委員会も、その前の日光に行っていた時でも、業者を決めるための基本的なルールはありました。業者を選ぶ時は委員が集まり、そ

ここで検討していくというようなことで、そういうことのルールは前々から行っています。

委員長 来週には定例会が有るわけですがけれども、定例会の前にこうして臨時会を開いて、教育長の方から平成 26 年度の修学旅行については湯河原町も静岡方面にしたいということで、その了解をここで取りたいということだと思いますけれども、湯河原町としてはいかがでしょうか。

石井委員 その件に関しましては、私がいつも申し上げている、私個人の意見ですがけれども、4 年間ずっと有耶無耶で来ています。平成 23 年度に静岡方面に行ったのは緊急避難だからで、その 1 番大きな理由は放射能です。ところが神奈川県下でも、放射能はその後直ぐに否定され、放射能は無いということで、日光へ行っているんです。それを検討しないで、いつの間にか放射能はどこかに行ってしまうと、静岡方面は 1 回行ったら良かったからということですが、そんな話にはならないんじゃないですかというのが、私の言い出したことなんです。

委員長 下郡の校長会なり下郡の在り方検討委員会なりと、湯河原町教育委員会との意思疎通が十分に出来ていれば、つまりこちらから幾つかの質問状を出したり、あるいは要望書を出したりしたにもかかわらず、そういうものに対するきちんとした回答が来なかった。それで、湯河原町が半年も前の平成 25 年 9 月に出した結論に対して、やっぱり静岡方面にしてくださいという検討委員会の結論をそのまま持ってきている。こちらは、かなり前から検討委員会の議事録、あるいはその内容について照会して、要望をしているにも係わらず、その回答が無いまま、こちらの意向はずっと伝え続けていたにも係わらず理解されない結論になっている。そして、こちらの決定に対しては、今度はノーと言って来ている。何か、余りにもこちらの状況を理解しようとしないうか、もう、その 1 つの方向に決まったことを敢えて変えない理由だけを探しているだけです。ですから、私は敢えてここで「はい。そうですか。」とは言えないと思いますし、何の為に 9 月にここで決議されたのかと、ということだと思います。

教育長 私が、この 2 年近く湯河原町教育委員会の考えについて、要望書も提出して伝えてきましたが、下郡校長会に伝えたつもりでも、結果的には伝わっていなかったということかもしれません。それから、校長会の考えについても、校長会の意をこの教育委員会に十分伝えていなかったのかもしれないかもしれません。伝えられなかったのかもしれないかもしれません。その辺りは、反省しているところですがけれども、何とか、平成 26 年度の修学旅行は、もう一度、校長会で決めた内容で行かせてやりたいという思いがあります。

委員長 いかがでしょうか。今、教育長さんとしての思いを、多分もうこれ以外の言葉は無いかなと思いますけれども、湯河原町教育委員会としては、それに対してどういうふうに対応するべきであるか。

石井委員 よろしいですか。それを良いと言え、我々はこの 4 年間、全く議論をしていなかったということになってしまいます。心情的には分ります。分りますけれども、何で我々の意見を聞かなかったのか、全く聞く耳を持っていないということです。それで、先程から言っているように有耶無耶で、平成 27 年度も各学校長が決めていくと、それではまた静岡方面になってしまいます。それではいけないということで平成 23 年度の時点から、山本委員も仰っていますが、はっきりしたルールを決めてくれということなんです。

山本委員 私は、無理なことをごり押ししてもしょうがないんだけど、最終的に各学校長の裁量で決められるという、そういう余地が残されているのであれば、先程、委員長が仰った、

湯河原町教育委員会が各学校に変更をお願いすることに賛成です。

教育長 静岡方面ではない所にとということですか。

山本委員 それは変更して下さいということで、各学校に教育委員会としては申し伝えます。

教育長 新たな場所を考えなさいということですか。

山本委員 そういうことです。

委員長 今山本委員は、学校長の裁量という形で静岡方面以外のところで、湯河原の各学校に再検討するように指導していくということを提案されましたけれども。いかがでしょうか。

石井委員 私は平成26年度の修学旅行について協議するのは良いですが、平成27年度について、また協議をするのはだめです。ルールを決めるのではなくて、ルールを決める方法を検討したらいかがですか。

委員長 取り敢えず平成26年度については、本当に時間的にも迫っている訳ですから、平成26年度を先ずどうするかを決めて、その後平成27年度以降のことについて、もう少し時間を掛けて、いろいろな方法についての協議という形ではいかがでしょうか。今ここで、平成26年度も27年度以降も含めてということになると、非常に時間的にも難しいことになるかと思えます。どうでしょうか、小松委員。

小松委員 非常に難しいです。現実的にもうこの時期に来てしまっ、平成26年度をどうするかということを考えて行くのは、難しいのではないかとこのところが正直な気持ちです。でも、全国地図のハザードマップの中で、静岡全県が紫色(地震の確率が高く)になっていて、その中に行くという、多分そういう情報をキャッチしている保護者というのは少なく、そういう情報が有ることを保護者に周知した場合、それに対して危機感を感じられる保護者は多いのではないかとこのように思います。でも、学校側としては、そういうマイナスとなる情報は出たくないという所が本音なのかなとも感じます。大人の事情で、子ども達が、こう左右されているというのが、教育委員会に携わらせていただいて、ここまで校長先生方のお話を伺う中で感じて、何だかとても残念だなというように思っています。

山本委員 私も具体的言いますと、校長先生の最終的な裁量で決めるということが残されている場合に、それでもやはり静岡に行くというように判断されるかもしれませんし、また、他の方面にするにしても、これはもう時間的に間に合わないから、取り止めるというように判断されるかもしれない。そこまで含めた校長先生の判断に委ねられるのであればという、そういうことです。

委員長 それは、先ず無いのではないのでしょうか。この前の3人の校長先生方との話し合いの時にも、先ず修学旅行が出来ないという状況にはしないということが大前提に、そして時間が無いから行き先について検討できませんということはないということ、最初に教育長さんからも確認を取って貰っていますから、その時間的なものでどうしても出来ないということは無い。おそらく、今日ここで臨時会を開いたということは、タイムリミットがほぼ目前に迫っているんだろうなど、これより後ろに持って行ったら、今言うようにいろいろな方面の検討にしても難しいということ、言葉の外に置いてあるんだろうなどというように思いますが。

山本委員 勿論、そう願いますけれども。

委員長 いかがでしょうか。今の話の中で、先ずは平成26年度の修学旅行について、校長会としては下郡7校と一緒に静岡方面に行くことにしていただきたいということですが、そ

れを認めていくか、あるいは湯河原町だけもう一度静岡方面以外の所で考えなさいという指導をしていくか、その2つに1つだと思いますけれども。そして平成27年度以降、各学校長が学校行事についての内容は決定するというので、そういう方向を作って行きたいということでしたけれども、平成27年度以降については、今日早急に決定しなくても良いのではないかと思います、いかがでしょう、教育長さん、平成26年度の修学旅行については次の定例会では遅すぎるのですか。

教育長 次回の定例会については委員のご都合で、開始時間を9時に繰り上げた経過がありましたので、会議の時間を余り取れないものと考えましたので、今日、臨時会を開催させていただきました。

委員長 では、もう一度22日の定例会で、このことについて協議するというので、いかがでしょうか。

教育長 石井委員は、お時間の方はいかがでしょうか。

石井委員 申し訳ありませんが、時間で退席させていただきます。

委員長 出来る範囲の中でということになってもよろしいですか。

教育長 はい。

委員長 そこで、最終的な結論を出さざるを得ないというか、もう既に1度結論は出ている訳ですけれども、再度ということでの最終的なタイムリミットということですね。

教育長 もう、これからのスケジュールを考えますと、その辺りがタイムリミットとなります。

委員長 いかがでしょうか。いろいろと教育長の方から下郡の考え方、あるいは在り方検討委員会の考え方、校長会の考え方等は示されました。22日の定例会の時にもう1度このことについて協議していくということによろしいですか。

山本委員 その手順とか、手続きとか、どういうものが残っているのか、はっきり示して貰わないとどうにもならないですよ。何れにしても私が思うのは、規則上、ルール上では校長先生の裁量で決めるしか残っていないのではありませんか。それを何回も同じ話をしてもしょうがないのではないかと思うんですけれども。

委員長 今、山本委員が言われたように、その辺のものを文章で示すものが有れば、示していただきたい。

教育長 スケジュールですか。

委員長 学校行事についてのものですね。山本委員、それによろしいですか。

山本委員 それで、良いです。

石井委員 私は、22日の定例会はおそらく途中で退席させていただくことになると思いますので、今、意見を表明しておきますと、平成25年9月の決定事項を校長に正確に伝えて下さい。

委員長 それを変更するものではないということですね。

石井委員 はい。

委員長 では、そういうことによろしいでしょうか。

委員 全員異議無し

委員長 では、事務局の方は、定例会の時にそれを協議事項に入れていただくということで、お願いいたします。

委員長 それでは、修学旅行の在り方については終了し、その他へ移ります。

(2) その他

① その他

- ・ チャレンジデー実行委員会の委員に湯河原町教育委員会、湯河原町体育協会、湯河原町スポーツ推進委員会の入会要請がきている。教育委員会の実行委員については、できれば委員長をお願いしたいとの要請。協議の結果、実行委員会に入会することで了承された。
- ・ 湯河原駅にある梅の宴の看板について、開催期間が2月上旬からと表示しているものと1月下旬からと表示しているものがあるので、担当部局へ伝えること。

委員長 それでは、寒い夜の臨時会ということでお疲れ様でした。また、来週の水曜日には定例会があります。その時にもいろいろとご審議いただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。今日は、遅くまでありがとうございました。

(終了時間 午後6時25分)